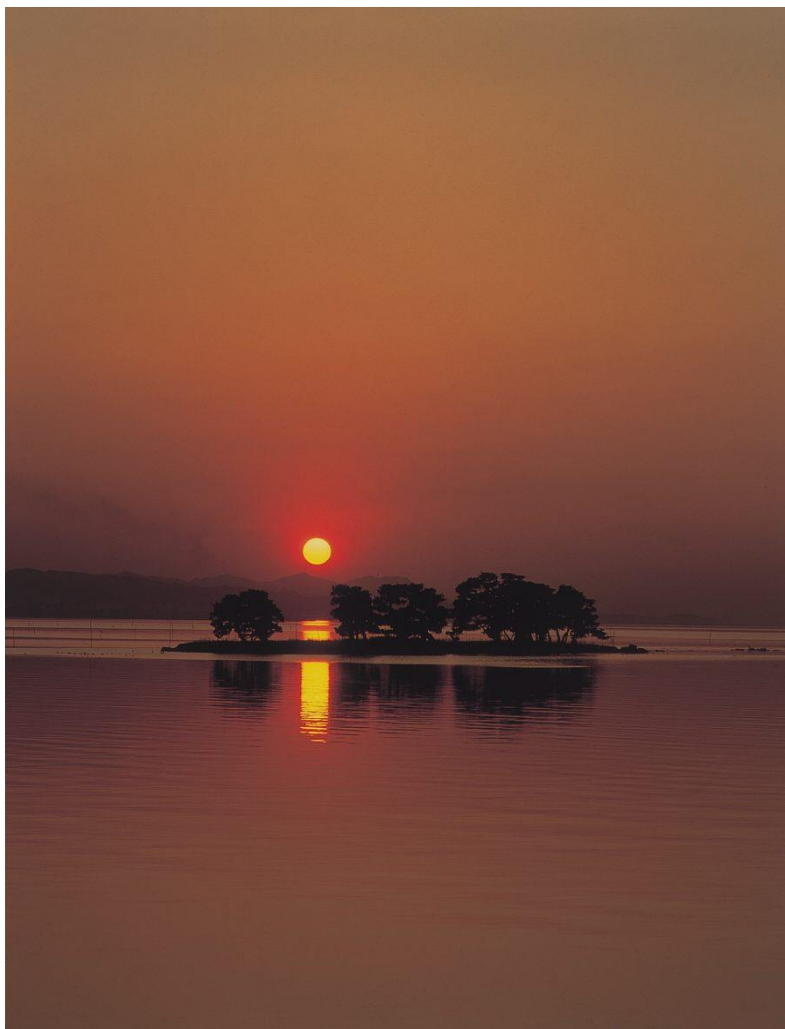




松江広域再生資源協同組合

2022年度環境経営レポート

(対象期間: 2022 年10月1日 ~ 2023 年9月30日)



松江水郷祭
島根観光写真ギャラリーより

作成日: 2023年10月30日

改訂日: 2023年10月30日

松江広域再生資源協同組合 環境経営方針

基本理念

松江広域再生資源協同組合(以下、当組合)は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題であることを認識し、環境保全に貢献する活動を行います。

環境経営指針

当組合が扱う再生資源の収集並びに選別、その他事務活動に際し、環境に与える影響及び環境から与えられる影響を的確に捉え、環境汚染の予防を図り、活動を通じて、地球環境課題への取り組みや地域の環境保全活動に自主的・積極的に取り組みます。今回、構築した環境マネジメントシステムを定期的に見直し、改善していく事を全組織従業員が共通の理解を持って取り組みます。

1. 環境関連法規制や当組合が受け入れを決めたその他の要求事項を順守します。
2. 軽油・ガソリン及び電気の使用量を削減させ、二酸化炭素排出量の削減に貢献します。
3. 循環型社会への寄与として、事業活動における、省資源、廃棄物削減、リサイクルの推進を実施します。
4. 水の使用量削減を実施します。
5. 当組合使用備品等にて、積極的にグリーン製品の購入に努めます。
6. 適正な資源収集活動の実施に際して、環境を配慮した仕事に努めます。
7. 地域や社会における環境保全活動に貢献します。
8. 5S推進活動により、全従業員の環境意識の向上を推進します。

上記取り組みの継続的改善に取り組みます。

制定日： 2015年11月20日

改定日： 2019年10月30日

代表理事 上野 誠壽

□組織の概要

(1) 名称及び代表者名

松江広域再生資源協同組合

代表理事 上野 誠喜

(2) 所在地

本 部 島根県松江市西持田町字中山641番地1

西持田リサイクルプラザ事業所 島根県松江市西持田町621番地

川向リサイクルプラザ事業所 島根県松江市竹矢町1439-5

オートリサイクル島根(以後 ARS) 島根県松江市六迫町大字上米待2040番地

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者 本 部 松本 孝司 TEL : 0852-60-2490

担当者 本 部 中島 裕 TEL : 0852-60-2490

(4) 事業内容

市からの業務委託（一般廃棄物及び再生資源の収集運搬・各リサイクルプラザの運転業務・選別業務）
主要製品（古紙・金属ゴミ・古着・瓶・缶・ペットボトル）

(5) 事業の規模

古紙・古着・金属ごみ(金属ゴミは2019年4月より実施)収集量（年間） 5,022 トン

鉄・非鉄・溶融メタル・リターナブル瓶処理量（年間） 1,633 トン

	本部	西持田	川向	ARS	合計
従業員(人)	6	10	19	7	42
延べ床面積(m ²)	6,755	4,650	8,000	7,500	26904.91

*従業員は社員、アルバイト、パート及び常駐の委託業者の合計

*本部・各リサイクルプラザは、松江市所有地及び所有施設です。

(6) 事業年度

10月1日～9月30日

□認証・登録の対象組織・活動

登録事業者名： 松江広域再生資源協同組合

対象事業所： 本部

西持田リサイクルプラザ事業所(2019.4.1より認証範囲拡大)

川向リサイクルプラザ事業所 (2019.4.1より認証範囲拡大)

対象外：

オートリサイクル島根(ARS)

※ ARS対象外
理由

次の二つの理由による									
1、当組合では複数の業務を4つの別サイトで行っており、市からの一般廃棄物処理の業務委託を行いEA21認証登録の対象事業所である「本部」、「西持田リサイクルプラザ」、「川向リサイクルプラザ」の3サイトと認証登録外で自動車の解体業、破砕業を行っている「オートリサイクル島根」は、別サイトで異業種であること。									
2、「オートリサイクル島根」は、共同使用施設で、ここの運営管理は、「オートリサイクル島根」と同一敷地内にあり自動車解体業の許可を持つ組合員である企業と共同で行っているため、環境負荷の区分が困難であり、「オートリサイクル島根」のみの環境負荷の把握が出来ないこと。									

活動：

市からの業務委託（一般廃棄物及び再生資源の収集運搬・各リサイクルプラザの運転業務・選別業務）

(7) 廃棄物処理業務関係事項

①創立年月日、資本金、売上高、組織図

創立年月日 1993年 9月 29日

資本金 2800 (万円)

売上高 10000 (万円) ※2022年度（ARSは含まない）

組織図 環境活動レポート11ページに記載

②許可内容、施設等の状況

ア 許可内容

廃棄物処理法に基づく許可は無し。市との収集業務委託契約書に基づく事業。

イ 施設等の状況

・収集運搬車両台数：環境活動レポート11ページに記載

・取り扱い品目：①古紙・古着・金属ゴミの収集・選別委託業務。②リターナブル瓶。③溶融メタル。

④鉄屑。⑤瓶・缶・ペットボトルの選別業務。

・処理工程：環境経営レポート4ページより記載。西持田・川向両プラザにつきまして 圧縮、自動選別、破碎、梱包等の中間処理施設の設置、保守、管理、運営は市が対応しており当組合は運転・選別業務のみとなり処理施設の種類、能力等の詳細は記載しません。

ウ 処理実績

環境活動レポート11ページに記載

□処理フロー

収 集 作 業

1 点検作業

各収集車両ごとに始業点検及び備品等の確認を行い、適正な収集作業に適した車両状況を確認する。



2 資源ごみ収集作業

松江市内を号車ごとの、松江市の指定された日割りの収集範囲ブロックに分かれ、収集作業を実施する。



3 資源ごみ搬入作業

収集車に適正な量の資源ごみが積載された時点で、川向リサイクルプラザ(以後R・P)への搬入作業に切り替える。



4 川向R・Pでの荷降ろし作業

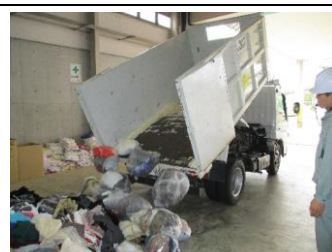
適正量積載された状態の収集車にて、川向R・Pに入り、適正な計量処理、適正な場所への各資源ごみ荷降ろし作業の実施。

※以後・その日、全ての収集箇所終了するまで行程2、3、4を繰り返す。

①川向R・P内の計量機にて計量作業処理実施



②計量後、手・ダンプによる荷降ろし作業実施



5 終業作業



収集・搬入作業終了し、帰社した後、各号車ごとの作業日報を作成。松江市にまとめて送信後、業務完了。



選 別 作 業

1リターナブル瓶

- 1, 西持田リサイクルプラザ(以後、R・P)にて、リターナブル瓶コンテナの搬出作業
- 2, 本部施設内所定の場所へ荷降ろしする



1, 目視による色選別・不適物除去作業

・一升瓶（1.8ℓ瓶）

- ①生き瓶・・・茶色・緑色と分別し、専用コンテナに入れる。
- ②①（生き瓶）以外の残渣瓶・・・茶色・その他の色・無色と分別し、西持田R・Pより持ちかえったコンテナに入れる。

・ビール瓶

- ①分別・・・アサヒと麒麟の大・中・小・スタイナー・ジャンボに分別し専用のコンテナに入れる。
- ②残渣瓶・・・西持田R・Pより持ち帰ったコンテナ（茶色）に入れる。

・Rマークの付いた緑色の瓶

- ①専用コンテナに入れる。



- 1, 空コンテナと、色選別した残渣瓶を西持田R・Pへ搬出する。
- 2, 色選別した残渣瓶を西持田R・Pのストックヤードで、リサイクル製品として、手作業により破碎処理。



2 溶融メタル(引取り計量立ち合いのみ)

- 1, エコクリーン松江（可燃ごみ処理場）から出た、溶融メタル（金属残渣）を引取り業者と共に引取りに向かう。
- 2, エコクリーン松江構内で、引取り業者による搬出作業、トラック積み込み作業立会い。計量実施する。



3 鉄屑

- 1, エコステーション松江（同敷地内）より、シュレッダー鉄を本部施設内所定場所へ運搬する。
- 2, 本部施設内所定の場所へダンピングする。



- 1, 選別作業を容易にするため、重機で鉄、非鉄を分別する。
- 2, あらかた分別した金属類を目視、磁石により更に分別する。
- 3, 分別後、保管
- 4, 分別品目



- ・残渣をトラックに入れ、エコステーション松江へ運搬する。



選 別 作 業

(1)川向リサイクルプラザ

①処理対象物

- ・古紙・古着類
- ・紙製容器包装
- ・プラスチック製容器包装
- ・ペットボトルキャップ
- ・可燃性処理残渣

②業務内容

- ・運転、操作、監視に関する業務
- ・選別、成型品製造、取り扱いに関する業務(不適物の混入に留意)
- ・保守、点検整備に関する業務
- ・記録及び報告に関する業務
- ・清掃に関する業務

③選別業務

古紙・布類選別ライン

①資源物搬入

- **ダンボール**・・・収集作業員が手作業にてダンボールストックヤードへ降ろす。
- **雑誌・新聞**・・・雑誌選別ヤードへダンピングする。この際に、行政より指示が



②選別作業

- **ダンボール**
 - 1, 選別作業は川向R・P運転作業員が行う。
 - 2, 紐切り作業はしないで不適物除去作業のみ実施。
- **雑誌・新聞**
 - 1, 雑誌の紐きり、不適物除去。新聞(絡みや、雑誌を紐きりした際に出た新聞)をフォークリフトのバケットに乗せる。
 - 2, 新聞をフォークリフトで新聞選別ヤードに運搬・荷降ろしする。
 - 3, 新聞の紐切り作業と、不適物除去作業を行う。



③圧縮作業

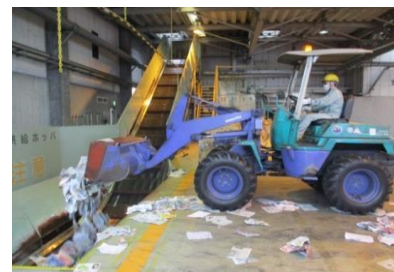
- **ダンボール**
ホイルローダーにより、圧縮機へ投入、圧縮作業。
- **雑誌・新聞**



(4)ストック作業

- **ダンボール・雑誌・新聞・布類・シュレッター古紙類**
 - 1, いずれも各指定場所保管
 - 2, いずれもフォークリフトを用い運搬・ストックする。
- ※ストック作業時の注意点
製品の目視による6面体検査を実施。
- (1)不適物が発見された場合は、手作業により不適物除去作業実施。
(2)不適物が多い場合は、前工程で成型品を解体し、不適物を除去した後、再度、圧縮成型する。

作業内容



古紙・古着類不適物・・・禁忌品

1. 古紙類禁忌品

(1) 製紙原料とは無縁な異物、並びに混入によって重大な障害が生ずるもので次のものをいう。

- 1) 石・ガラス・金属類・土砂・木片等
- 2) プラスチック類
- 3) 樹脂含浸紙・硫酸紙・布類
- 4) ターポリン紙・ロウ紙・石膏ボード等の建材
- 5) 捺染紙・感熱性発泡紙・合成紙・不織布
- 6) 医療機関及びそれに準ずる機関から発生する感染性廃棄物と接触した紙
- 7) その他工程、或いは製品に著しく障害を与えるもの

(2) 製紙原料に混入することは好ましくないもので次のものをいう。

- 1) カーボン紙・ノーカーボン紙
- 2) ビニール及びポリエチレン等の樹脂コーティング紙・ラミネート紙
- 3) 粘着テープ(段ボールの場合は禁忌品としない。)
- 4) 感熱紙・芳香紙・臭いの付いた紙
- 5) その他製紙原料として不適当なもの

(3) 規格外品

- 1) 劣化品・日焼け品・土・錆等で汚れたもの
- 2) 水分・禁忌品・他銘柄品が規格を超えるもの
- 3) 風袋等が規格に反するもの

2. 古着類禁忌品

(1) 古着類とは無縁な異物

(2) スポンジ・綿・羽類・水濡れ・汚れたもの

プラ・紙製容器包装選別ライン



作業内容

①選別、圧縮作業

●プラスチック製容器包装(以下プラ製容器)

- ・コンベア上の袋にはいったもの(一部)の中身を出し、プラ製容器(プラ製容器マーク)以外の不適物を各シューター又は保管所へ選別。
- ・プラ製容器の圧縮作業

●紙製容器包装(以下紙製容器)

- ・コンベア上の袋にはいったもの(一部)の中身を出し、紙製容器類(紙マーク)以外の不適物を各シューター又は、保管所へ選別。
- ・紙製容器の圧縮作業

●その他紙の圧縮作業

※保管したダンボールについて



②ストック作業

●プラ製容器包装

圧縮作業後の製品を行政指定の保管場所にフォークリフトで運搬し、保管する。

●紙製容器包装

圧縮作業後、トラックに積み込み作業。積み込み後、古紙選別作業場にて製品を解体し、再度古紙圧縮機で圧縮作業をする。圧縮作業後行政指定の保管場所にフォークリフトで運搬し、保管する。

※ストック作業時の注意点

製品の目視による6面体検査を実施。

(1)不適物が発見された場合は手作業により不適物除去作業実施。



プラ製容器・紙製容器不適物・・・禁忌品

1, プラ製容器禁忌品

- (1) プラマークの入っていないもの
- (2) ペットボトル
飲料用(清涼飲料、酒類)・醤油のボトル
- (3) 容器包装ごみでないもの
カセットテープ・ビデオテープ・バケツ・洗面器・じょうろ・歯ブラシ・
食器・ざる・ハンガー・おけ・ボール・哺乳瓶・ホース・脱衣かご・子
供用いす・風呂用いす・マット・ポリタンク・文房具・浮き輪・おも
ちゃ・カード類・シート・植木鉢(硬質製)・雨ガッパ・写真フィルム・パ
ネル・レコード・くし・衣装ケース・塩ビパイプ等
- (4) 汚れがひどいもの
- (5) 収集袋(松江市指示により、禁忌品にならない場合がある。)
- (6) その他資源物
- (7) ペットボトルのキャップ(組合独自の資源物として保管。)
- (8) PPバンド(組合独自の資源物として保管。)

2, 紙製容器禁忌品

- (1) その他紙のマークの入っていない紙製容器類
- (2) 汚れがひどいもの
- (3) 収集袋
- (4) その他資源物(特に雑誌、新聞、ダンボール類)

(2) 西持田リサイクルプラザ

① 処理対象物

- ・缶
- ・びん
- ・ペットボトル
- ・ペットボトルキャップ

② 業務内容

- ・運転、操作、監視に関する業務
- ・選別、成型品製造、取り扱いに関する業務(不適物の混入に留意)
- ・保守・点検整備に関する業務
- ・記録及び報告に関する業務
- ・清掃に関する業務

③ 選別作業

缶選別ライン

① 選別、圧縮作業

1, 不適物除去作業

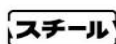
コンベア上のアルミ、スチール缶以外のもの

2, 圧縮作業

磁選機によるアルミとスチール分別後に圧縮機による圧縮



一般缶材質表示マーク



作業内容



② ストック作業

1, アルミ

圧縮作業後の製品を行政指定の保管場所にフォークリフトで運搬し、保管する。

2, スチール

圧縮作業後の製品を行政指定の保管場所にフォークリフトで運搬し、保管する。

※ストック作業時の注意点

製品の目視による6面体検査を実施。

(1) 不適物が発見された場合は手作業により不適物除去作業実施。

(2) 不適物が多い場合は、行政に連絡し可能であればピットへ再度投入する。



缶不適物・・・禁忌品

缶類禁忌品

- (1) 汚れがひどいもの(缶の中に煙草やジュース類が入ったもの)
- (2) 飲料物以外の缶(スプレー缶等)
- (3) 劣化品

ペットボトル選別ライン

①選別、圧縮作業



作業内容

ペットボトル以外の不適物除去作業

・ラベル除去作業に関しては、1日の処理量及び、松江市指示の基、作業決定

- (1) ペットボトルのキャップを外し、組合独自の資源物として保管する。
- (2) 飲料物が入っているボトルは、飲料物入れに内容物を移し替え、ボトルは資源物とする。
- (3) 汚れているものは別保管し作業終了後に洗浄し、汚れが落ちたボトルに限り、資源物とする。



②ストック作業

圧縮作業後の製品を行政指定の保管場所にフォークリフトで運搬し、保管する。

※ スtock作業時の注意点
製品の目視による6面体検査を実施。



ペットボトル不適物・・・禁忌品

ペットボトル禁忌品

- (1) 煙草等が混入しているため、洗浄が不可能なもの
- (2) 油分の付着したもの(マジック等)
- (3) 飲料物以外の液体・粉末等が混入しているもの
- (4) ペットボトルのキャップ(組合独自の資源物として保管)
- (5) ペットボトルのラベル(プラ製容器包装)

※素材がPETでも「プラ」の表示がある容器があり。
これはペットボトルとして容器包装リサイクル法で資源化されるものが、飲料・酒類・醤油のペットボトル容器に限定されているため。例えば、麺つゆ等は、飲料・酒類・醤油に該当しないため、ペットボトルではなく「プラスチック製容器包装」として再資源化される。

びん(瓶)類選別ライン

①選別、破碎作業

1, 手作業による、色選別と不適物除去作業

- ・茶色、無色、その他の色ごとに分別し、コンテナに仕分けする
- ・リターナブル瓶については、本部処理のため、別のコンテナで保管する。

※スリガラス加工の瓶は、口の部分を見て色の確認をする。

※化粧品用のガラス瓶は通常どおり分別除去作業する。

- ・色選別装置を通らない、大きな瓶(丸い瓶も含む)、割れている瓶、小さな瓶(一般栄養ドリンクより小さい瓶)は、別コンテナで保管後、ストックヤードで色ごとに手作業により処理する。

- ・コンテナからあふれる量の瓶は、いれない。

2, 自動色選別装置による選別作業

3, 瓶最終ラインの色選別と不適物除去作業

- ・瓶以外の不適物を除去する。
- ・自動色選別後、各色のラインに違う色の瓶が混じていた場合に、



作業内容

②ストック作業

カレット（粉碎された瓶）の保管

- 1, 選別作業終了後に機械の停止を確認
- 2, 保管場を目視確認し、不適物の有無を確認
- 3, 不適物がある場合は、不適物を除去する。この場合、運転作業員

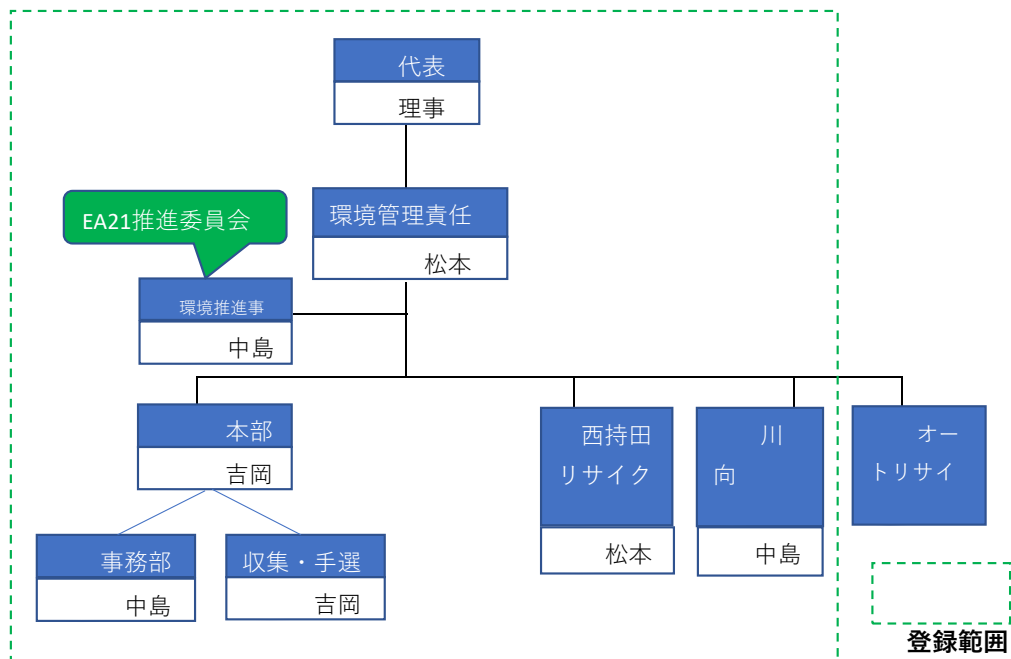


びん不適物・・・禁忌品

びん(瓶)禁忌品

- (1) 調理器、食器(陶磁器)、クリスタルガラス、電球、光学ガラス、耐熱ガラス(哺乳瓶等)。
- (2) 劇薬等が入っていたもの。
- (3) 汚れているもの。
- (4) リターナブル瓶(本部で処理するもの)
 - 1) 一升瓶: 緑・茶色
 - 2) ビール瓶: 大・中・小・その他リターナル可能な瓶(アサヒスタイナー・ジャンボ・Rマークの付いた緑色以外の瓶)
- (5) キャップ(打栓式のキャップは無理に取らなくてもよい)

□組織図



対象事業所 本部・西持田リサイクルプラザ事業所・川向リサイクルプラザ事業所

対象外事業所 オートリサイクル島根(ARS)

サイト外認証

□車両一覧

3t ダンプ 9 台

2t ダンプ 3 台

□一般廃棄物処理実績及びその他選別実績

収集運搬量 5,022 t

溶融メタル処理量 1,030,520 kg

リターナブル瓶処理量 73,225 kg

鉄屑処理量 528,830 kg

(受託量 2022年度実績)

□主な環境負荷の実績

項 目	単位	2020年度	2021年度	2022年度
二酸化炭素総排出量	kg-CO ₂	102,248	105,222	100,253
廃棄物排出量	kg	-	-	-
一般廃棄物排出量	kg	-	-	-
産業廃棄物排出量	kg	-	-	-
総排水量	m ³	112	101	85

※電力の二酸化炭素排出係数：中 0.719 k g - C O₂/ k W h

国電力の平成25年度実排出係数

※二酸化炭素総排出量にはLPGを含みます。

□環境目標及びその実績

年 度 項 目		基準値	2022年度		2023年度	2024年度
		(基準値)	(目標)	(実績)	(目標)	(目標)
電力による二酸化炭素削減	kg-CO ₂	7,754	7,444	6,871	7,405	7,366
	基準年比	2016年度	96.0%	88.6%	95.5%	95.0%
自動車燃料による二酸化炭素削減	kg-CO ₂	90,904	96,358	93,382	95,903	95,449
	基準年比	2016年度	※5 106.0%	102.7%	105.5%	105.0%
上記二酸化炭素排出量合計 (2015年 期初～9月分)	kg-CO ₂	98,657	103,801	100,253	103,308	102,815
一般廃棄物の削減			分別の徹底・廃棄物削減	分別の徹底・廃棄物削減	分別の徹底・廃棄物削減	分別の徹底・廃棄物削減
コピー用紙の削減			コピー用紙使用削減 ※3	コピー用紙使用削減	コピー用紙使用削減	コピー用紙使用削減
水道水の削減	m ³	103	96	85	95	94
	基準年比	2016年度	93.2%	82.5%	92.2%	94.2%
備品のグリーン購入の推進			備品購入時のグリーン製品検討・	備品購入時のグリーン製品検討・	備品購入時のグリーン製品検討・	備品購入時のグリーン製品検討・
クレーム削減による業務効率向上	件	16	8	8	7	6
	基準年比	2016年度	50.0%	50.0%	43.8%	37.5%
5S推進活動による環境意識向上	※2018組合年度より5S活動を採点し各サイトにて内容把握してきましたが活動内容を評価するのに数値化することは難しく、採点方式を取りやめ5S活		5S活動の確実な実施と定着	5S活動の確実な実施と定着	5S活動の確実な実施と定着	5S活動の確実な実施と定着

※1化学物質は使用していません

※2一般廃棄物排出量の削減活動について、排出量自体が一般家庭並みの排出となっており、今後の数値的削減活動に合わなくなってきた為数値管理をやめ、2017(組合年度)年度より適正な分別活動の確認に切り替えます。

※3コピー用紙使用の削減活動について、限界値までの削減を実施しており今後の数値削減が見込めない為、2018(組合年度)年度より、数値管理をやめて削減活動の維持管理とします。

※4拡大した両サイト(西持田・川向)について、市所有の施設内での活動で、環境負荷データが未公表のため、把握しておりません。

※5自動車燃料による二酸化炭素削減について、使用収集車の増加(業務拡大)を考慮し、2020(組合年度)年度より目標値10%下げて取り組みます。

□環境活動計画及び取組結果とその評価、次年度の取組内容

数値目標：○達成 ×未達成

◎よくできた ○達成できた △さらに取り組み必要 ×全くできなかった

取り組み計画	達成状況	取組結果とその評価、次年度の取組内容
電力による二酸化炭素削減		
数値目標	○	目標達成。夏場での電気使用量増加も見られましたがそれまでの取り組みで累計目標を達成できました。ピーク時の電気使用削減が今後の課題となります。
・空調温度の適正化（冷房28℃ 暖房20℃）	○	
・不要照明の消灯	○	
・クールビズ、ウォームビズの活用による空調機器等の使用効率削減	◎	
・PC、OA機器等の省電力設定	○	
自動車燃料による二酸化炭素削減		
数値目標	○	目標達成。前半の活動により累計での燃料使用削減目標は達成できましたが後半は目標達成できずに課題が残りました。6月の火災訓練時に燃料使用量削減の啓発も併せて実施してみます。
・アイドリングストップ活動を実施	○	
・エコドライブ活動推進の教育を実施	○	
・各収集号車ごとの燃費把握を実施する。	○	
一般廃棄物の削減		
数値目標	-	目標達成。分別も正しく実施されている。来客用の分別啓発も問題なし。引き続き削減活動に取り組みます。
・分別の徹底	○	
・シュレッダー廃紙のリサイクル化	○	
・マイ箸・マイボトル運動の実施	○	
・貼り紙等による啓発活動	○	
コピー用紙の削減		
数値目標	-	目標達成。使用済封筒の使いまわしも確認しました。コピー機に裏紙使用啓発も確認できました。
・裏紙の活用（両面印刷）	○	
・ミスコピーの削減	○	
・ペーパーレス化への取り組み	○	
水道水の削減		
数値目標	○	目標達成。単月でも6月以外は全て目標達成することができました。来年度も引き続き節水活動に取り組みます。
・雨水タンクの活用	○	
・貼り紙等による啓発活動	○	
備品のグリーン購入の推進		
数値目標	-	目標達成。手順書使用状況も確認できました。作業手袋やマスク等のグリーン製品購入も考慮していく。
・作業備品グリーン購入	○	
・事務用品グリーン購入	○	
・備品の共通化	○	
クレーム削減による業務効率向上		
数値目標	○	目標達成。適正な収集活動が実施されていた。新型コロナウイルス感染症が5類に移行されましたが引き続き感染・蔓延予防に取り組む。引き続き従業員全員の収集コース把握活動に取り組む。
・資源収集活動において、クレーム予防対策の実施。	○	
・資源収集活動において、適正な収集コースの変更・作成	○	

・収集クレーム報告書の作成により傾向把握 対策の実施	○	

5S推進活動による環境意識向上		
数値目標	-	目標達成。各サイト共に掲示板への活動報告書の貼り出しが確認でき、問題なく実施できている。今季よりグラフと評価表を貼り出すことで従業員全員が活動経過を把握できるようになりました。様式の見直しも含め、今後も活動を向上させていく。
・職場環境保全活動表による5S活動。	○	
・貼り紙等による啓発活動。	○	
社会貢献		
・地域清掃活動「松江水郷祭後の片づけ・清掃活動」への参加	○	2023・6.18春季クリーン松江に参加しました。
・地域清掃活動組合本部周辺の清掃	○	組合事務所周辺の清掃活動実施。

□環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

廃棄物処理法	一般廃棄物の排出（分別への協力義務）等	遵守
道路運送車両法	資源収集車両（車両の登録・点検・整備）	遵守
道路交通法	資源収集車両（交通規則順守・安全運転管理者設置）	遵守
フロン排出抑制法	業務用空調機（点検・整備・適正な廃棄等）	遵守

環境関連法規制等の遵守状況の評価の結果、環境関連法規制等は遵守されていました。

なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間ありませんでした。

□代表者による全体の評価と見直し・指示

・新型コロナウイルス感染症が5月より5類に移行されましたが感染・蔓延は当組合業務に大きな影響が出るため、引き続き予防対策が必要。収集コース教育は継続する。

・脱炭素活動に積極的に貢献し、環境イベントにも参加する。

環境目標及び活動内容は継続して取り組む。

□環境活動の振り返り

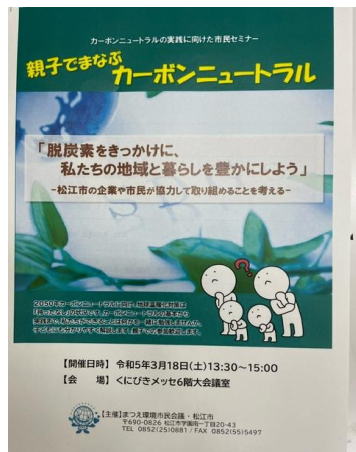
①環境イベント、春季クリーン松江に参加しました。



多数の企業等と当日の計画や活動の振り分けを打合せしました。2023.6.18

集められた廃棄物を回収し、収集車で処理場に搬送しました。2023.6.18

②世界的な脱炭素活動に向けて市主催のカーボンニュートラル講習会に参加しました。



市が招待した環境省からの講師によるカーボンニュートラル講習会に参加しました。
脱炭素活動の説明、世界の現状、このままだと世界的な危機を迎えることを知ることで、私た